

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項 1 事業の概要

特別会計名： 田辺市水道事業会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和11年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	和歌山県田辺市	職員数（H22. 4. 1現在）	26
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	48円（21年度）	財政力指数	0.387（22年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（%）	94.2（21年度）	実質公債費比率（%）	20.6（22年度）
		将来負担比率（%）	97.5（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

〔合併期日：平成17年5月1日 合併前市町村： 田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町 〕
 地方公営企業法適用の上水道事業は、田辺市以外の旧町村においては該当がなかったが、合併時に旧田辺市内の一部簡易水道を上水道に統合し、残る簡易水道については、各々異なっていた料金体系を上水道の料金体系に移行し、一元化を図った。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	田辺市上水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成26年度
計画策定責任者	田辺市水道事業 田辺市長 真砂充敏
既存計画との関係	なし
公表の方法等	ホームページ・議会委員会における計画説明
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・黒字経営の維持 ・施設更新に伴う多額の設備投資、旧市内3簡易水道統合（H22.4.1）、旧町村内簡易水道統合（H28年度）に備えた経営基盤及び財務体質の強化

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	734,743.8			734,743.8
	補償金免除額	131,343.1			131,343.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	130,630.8	154,504.5		285,135.2

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	上水道事業債	734,744			734,744
合 計 (A)		734,744			734,744
一般（再掲）※上記のうち (再掲)※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		734,744			734,744

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債					
合 計 (A)					
一般（再掲）※上記のうち (再掲)※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公営企業債	上水道事業債	130,631	154,505		285,136
合 計 (A)		130,631	154,505		285,136
一般（再掲）※上記のうち (再掲)※上記のうち					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		130,631	154,505		285,136

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市上水道は昭和14年に給水を開始し、給水区域拡大と需要対応のため4度の拡張事業を実施、この過程において上富田・白浜両町より受水が開始された。</p> <p>第4回拡張竣工後、料金収入は一定の伸びを示したが、経費増大により平成5年度に経常収支比率が100%を切り、平成6年度には総収支もマイナスとなり、平成7年度に平均14.3%の料金改定を実施した。</p> <p>以後、給配水管維持修繕作業の委託など、費用抑制の取り組みを進め、経常収支比率は平成10年度102.7%、平成15年度107.8%と改善に向かい、平成20年度における経常収支比率は118.5%で、類似団体比+13.1ポイントと、収支は好転してきているが、有収水量1m³あたりの職員給与費は23.1円、企業債利息は16.0円と、それぞれ類似団体の21.5円、10.2円を上回っており、収益的収支を圧迫している。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 給水コストの節減</p> <p>施設の大規模更新や簡易水道統合に向けた財務体質強化が必要であり、職員給与費や維持管理経費等の費用の抑制を図り、収益性を高める必要がある。</p> <p>課 題 ② 民間委託の推進</p> <p>退職職員の採用抑制と併せ、順次推進している給配水管の維持修繕作業について全面委託化を図る。</p> <p>課 題 ③ 収入の確保</p> <p>平成10年度以来給水収益の減少が続いており、今後も量的増加が見込めない状況である中、料金債権の収納率アップに力を入れ、過年度未収金の減少及び本年度分の早期回収による収入確保を図るとともに、未利用資産の売却など料金外収入による収入の確保を進める必要がある。</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	資 本 的 収 入								600		
	1. 企 業 債 償 還 金										
	2. 他 会 計 出 資 金										
	3. 他 会 計 補 助 金	3	2	7							
	4. 他 会 計 負 担 金					62					
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金					7	55				
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金			2	9						
	8. 工 事 負 担 金	4	18	23	54	15	10	10	10	10	10
	9. そ の 他	20	22	16	24	14	16	16	16	16	16
	計 (A)	27	42	48	87	98	81	26	626	26	26
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純 計 (A)-(B) (C)	27	42	48	87	98	81	26	626	26	26
	資 本 的 支 出										
	1. 建 設 改 良 費	188	314	455	407	504	625	450	450	450	450
	うち 職 員 給 与 費	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	2. 企 業 債 償 還 金	278	275	764	722	173	182	335	1,025	136	139
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他	20									
計 (D)	486	589	1,219	1,129	677	807	785	1,475	586	589	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	459	547	1,171	1,042	579	726	759	849	560	563	
補 て ん 財 源											
1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	283	260	891	832	384	518	550	729	418	404	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	166	275	261	195	173	182	189	100	122	139	
3. 繰 越 工 事 資 金											
4. そ の 他	10	12	19	15	22	26	20	20	20	20	
計 (F)	459	547	1,171	1,042	579	726	759	849	560	563	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	3,873	3,598	2,834	2,112	1,939	1,757	1,422	997	861	722	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	10	10	10	9	10	10	10	10	10	10
	うち 基 準 内 繰 入 金	9	9	10	9	10	10	10	10	10	10
	うち 基 準 外 繰 入 金	1	1								
資 本 的 収 支 分		3	2	2		62					
	うち 基 準 内 繰 入 金										
	うち 基 準 外 繰 入 金	3	2	2		62					
合 計		13	12	12	9	72	10	10	10	10	10

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※ (%)	109.1	112.3	110.4	113.3	115.5	105.6	105.6	107.6	109.6	105.6	
資本費 (円又は%)	56.7	58.6	56.3	52.1	48.1	51.1	54.8	54.1	51.1	51.5	
総収支比率(法適用) (%)	125.3	112.9	114.9	117.0	119.2	107.3	107.5	109.3	111.1	107.2	
経常収支比率(法適用) (%)	110.9	114.8	116.6	118.5	120.7	108.6	108.7	110.6	112.4	108.4	
営業収支比率(法適用) (%)	134.4	137.8	133.7	131.5	129.6	115.6	114.5	115.3	114.3	109.7	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	うち基準内繰入金 (%)	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	うち基準外繰入金 (%)	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分 (%)	9.6	4.1	14.0	0.0	62.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち基準内繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち基準外繰入金 (%)	9.6	4.1	14.0	0.0	62.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	収支比率が黒字であり、健全経営を持続するための一定収入は確保されていると考えることから、料金は現行水準を維持する。平成22年4月1日に3つの簡易水道を統合したが、給水量規模が小規模であり、水需要低迷の現状から、給水量の増加は見込めない。
2 他会計繰入金の見込み	消火栓維持管理経費に係る基準内繰入金は、各年度定額と予測。基準外繰入については、収益的・資本的収入とも平成19年度を以て終了する。（平成21年度においては、資本的収入として地域活性化・公共投資臨時交付金にかかる繰入あり。）
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成3年末の第4回拡張事業（総事業費48億）竣工から満15年が経過し、電気計装設備等が更新時期を迎えており、大規模な設備更新が必要。（中央監視設備 H19～21 546,000千円など）耐震化等、既存施設の機能強化も併せて実施。投資規模は各年度4億5千万円と設定。直営作業廃止に伴い不要となった機材の売却を図る。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	繰上償還による利子負担の減少。 簡易水道事業統合に伴う維持管理経費（動力費、修繕費、減価償却費等）の増加。 施設更新に伴う減価償却費の増加。 繰上償還のための資金需要に伴う運用益の減少。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改修事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	1	<p>市全体においては、平成18年3月に定員適正化計画を策定し、平成17年5月1日(合併時)の職員数 993人を平成22年4月1日には 928人とし、5年間で 65人を削減する目標を掲げているが、平成21年4月1日時点での目標職員数 941人に対して、実績は 914人(△27人)となり、4年間で現計画の数値目標(△65人)を上回る(△79人)こととなっている。今後は、平成21年度から平成25年度までの第2次定員適正化計画を策定し、職員数の削減に努めていきたい。また、適正化計画終了後においても目標数値を維持できるよう適正な定員管理を継続していくこととする。</p> <p>上水道事業における職員数は、平成9年度37名であったが、平成12年度から退職者補充の抑制と併せ、課題②に掲げる民間委託を順次推進してきたところである。平成19年4月1日現在の職員数は27名(管理者含)で、平成9年度末比で、△10名、△23%の減員となり、課題①給水コストの削減を図ることができたが、本経営健全化計画(当初計画)において、平成18年度末2名、平成22年度末1名の退職者に対する補充採用についても行わないこととしている。</p> <p>さらに、本経営健全化計画(延長計画)においても、さらなる職員数の削減を図ることとし、平成22年度末の1名(早期退職)、平成25年度末1名の退職者に対する補充採用についても行わないこととする。</p> <p>また、平成21年8月1日から事務職員1名が欠員になっているが、平成22年度は補充を見送ることとし、平成23年度での欠員補充とする。職員数は、平成22年度 26名、平成23年度 25名、平成24年度 25名、平成25年度 25名、平成26年度 24名と推移する。</p>
○ 給与のあり方	1	<p>現在、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを実施しており、特殊勤務手当、住宅手当を見直し、時間外勤務手当の削減、また勤務実績に基づく給与制度の構築に向けて検討していきたい。</p> <p>地域手当については、国に準じて支給していない。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	1	<p>基本的には、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しを実施している。</p> <p>今後は、勤務実績に基づく給与制度の構築に向けて検討していきたい。</p> <p>地域手当については、国に準じて支給していない。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	1	<p>国から示されている「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」に基づき、技能労務職員の給与のあり方を検討しており、取組方針を公表しています。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	1	<p>平成17年1月から廃止済</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	1	<p>本市独自の健保組合ではなく、「和歌山県市町村共済組合」に加入している。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	1	<p>上水道事業においては、平成16年度までに、①量水器検針・集金(S52)、②給水装置修繕・開栓(休日全日:H5)、③給水装置修繕・開栓(平日夜間:H11)、④量水器交換(H16)、⑤給配水管修繕(休日全日・平日夜間:H16)と業務の外部発注を順次実施してきており、平成19年度には、平日昼間の給配水管修繕業務も含めた外部発注を実施し、給水コストの削減を図っている。</p> <p>課題①給水コストの削減のため、滅菌用次亜塩について、平成18年度に生成設備を廃止、購入方式への切り替えにより、ランニングコスト(維持管理費)を削減した。</p> <p>平成17年度より配水管工事に付帯する給水管切替工事、消火栓工事を配水管工事に一括契約することにより、個別発注に比し事業費の約5%の工事コストを削減するとともに、契約事務の簡素化を図っている。</p> <p>さらに、本経営健全化計画(延長計画)において、現在委託している料金集金業務について、口座振替、コンビニ収納を推進することにより、平成24年度から廃止し、コストの削減を図ることとしている。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	2	<p>課題②について、業務のアウトソーシングは、前段に記載のとおり順次進めてきたが、平成19年度に時間内修繕業務を含め現場作業を全て民間に移行したことによりコストを削減した。また、時間外集中計装監視業務も平成17年度から嘱託職員により実施しており、平成9年度37名であった職員数は平成19年4月1日現在27名(10名純減)であり、課題①給水コスト削減にも大きく寄与している。</p> <p>平成18年3月には「田辺市行政改革大綱」が策定されており、民間委託等は、可能な分野から今後も積極的に推進していく予定である。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	3	<p>課題③収入の確保のため、平成16年度に過去の配水系統統合により不要となった配水池敷地等を売却し、平成18年度においては買換に伴い不要となった公用車を他会計に売却した。平成19年度には業務の民間委託に伴い不要となった工事用車両等を一般競争入札等により売却した。この他、市内各所には、施設統合、機能向上により不要となった中継所や配水池などの小規模施設が点在しているため、隣接者等と協議するなどして、これら施設及び用地の処分を進める。</p> <p>また、料金債権における課題③収入の確保については、平成18年度から徴収専門の臨時職員を雇用するとともに、督促、催告、給水停止等の措置を効果的に実施することにより未収金の回収に努め、本経営健全化計画(当初計画)における未収金徴収対策として、未収金の収納率アップに取り組み、平成21年度においては、改善額15,325千円の効果を上げている。</p> <p>さらに、今後も、料金の早期回収に努め、本経営健全化計画(延長計画)においては、口座振替の一層の推進や新たにコンビニ収納の導入を推進し、平成21年度 86.9%である本年度分収納率のアップによる収入確保に取り組むこととする。</p>
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		財務諸表、費用明細等経営状況については、市HPにより公表している。
○ 行政評価の導入		合併前の旧田辺市において、庁内研究会を組織し、行政評価の導入に向けて調査・研究を進めていた。合併後の新市においても、合併前の調査・研究を踏まえた上で引き続き導入に向けての検討を進め、平成18年度末に策定した「第1次田辺市総合計画」の後期基本計画(H24～H28)に反映していく予定である。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>平成12年度から退職職員に対する補充採用を抑制し、職員数の純減と人件費総額の削減に努めており、本経営健全化計画（当初計画）においては、平成18年度末2名、平成22年度末1名の退職者に対する補充採用についても行わないこととしている。</p> <p>さらに、本経営健全化計画（延長計画）においても、さらなる職員数の削減と人件費総額の削減を図ることとし、平成22年度末の1名（早期退職）、平成25年度末1名の退職者に対する補充採用についても行わないこととする。また、平成21年8月1日から事務職員1名が欠員になっているが、平成22年度は補充を見送ることとし、平成23年度での欠員補充とする。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>平成19年度より給配水管の維持管理作業を全面的に外部発注し、経費の削減を図る。（当初計画）</p> <p>次亜塩素精製設備を廃し、次亜塩素購入を継続することにより薬品費の負担軽減を図る。（当初計画）</p> <p>配水管、給水管、消火栓工事の一括発注により工事経費を抑制し、契約事務負担の軽減を図る。（当初計画）</p> <p>現在委託している料金集金業務について、口座振替、コンビニ収納を推進することにより、平成24年度から廃止し、コストの削減を図る。（延長計画）</p> <p>過去の配水系統統合により不要となった中継所等、施設用地の売却を促進する。（当初計画）</p> <p>直営現場作業の廃止に伴い不要となった重機、車両、機械工具等の売却を実施する。（当初計画）</p> <p>水道料金債権の回収を図るため、督促、催告、給水停止等の措置を効果的に講ずることにより未収金の回収に努め、本経営健全化計画（当初計画）における未収金徴収対策として、未収金の収納率アップに取り組み、収入確保を図る。</p> <p>さらに、本経営健全化計画（延長計画）においては、口座振替の一層の推進や新たにコンビニ収納の導入を推進し、平成21年度 86.9%の本年度分収納率のアップによる収入確保に取り組み。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>基準外繰出しは、給水区域拡大に伴う事業費の一部負担として一般会計より分割納付されているものであるが、最終納付年度の平成19年度をもって解消される。</p>
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:千円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	果積欠損 金比率	当初計画の目標値 (実績値)		0	0	0	0	0					
		延長計画の目標値		0	0	0	0	0		0	0	0	
	企業債現 在	当初計画の目標値 (実績値)		2,767,215	2,112,471	1,939,230	1,757,017	1,565,363					
		延長計画の目標値		2,834,053	2,112,471	1,939,230	1,757,017	1,565,363		996,882	860,381	721,550	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
	3	未収金の徴収対策①											
		改善効果額		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	15,000				
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
	3	改善効果額(収入増額)		3,926	500	500	500	500	5,926				
		その他()											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
	1	職員給与費の適正化①											
		職員給与費(退職手当以外)	222,860	204,964	204,964	204,964	204,964	197,279					
		改善効果額		17,895	17,895	17,895	17,895	25,580	97,160				
	給与水準												
	改善効果額												
	その他()												
	改善効果額												
1	維持管理費等①												
	改善効果額(適正化)		4,330	4,330	4,330	4,330	4,330	21,650					
1	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500					
	その他()												
	改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	146,236			
									(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	124,385			

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】												
		料金改定率											
		改善効果額(料金の適正化)											
	3	未収金の徴収対策②											
		改善効果額					2,800	4,200	5,700	5,700	5,700	24,100	
		一般会計負担金の額											
		改善効果額(負担金の確保等)											
		資産の有効活用											
		改善効果額(収入増額)											
		その他()											
		改善効果額											
	【経費の削減】												
	1	職員給与費の適正化②				204,964	203,964	194,479					
		職員給与費(退職手当以外)											
		改善効果額					1,000	2,800	194,479	194,479	194,479	185,479	21,200
	給与水準												
	改善効果額												
	その他()												
	改善効果額												
1	維持管理費等②												
	改善効果額(適正化)							7,622	7,622	7,622	7,622	22,866	
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	その他()												
	改善効果額												
									延長計画改善効果額 合計 A	68,166			
									延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B				
									普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	100,000			
									A+B+C	168,166			
									<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	131,344			

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	68	67	67	66	66	66	65	65	64	63
年間総有収水量 (千m ³)	9,548	9,446	9,283	9,109	9,002	9,248	9,189	9,129	9,070	9,011
公称施設能力 (m ³ /日)	48,993	48,993	37,600	37,600	37,600	38,592	38,592	38,592	38,592	38,592
1日最大配水量 (m ³ /日)	36,586	35,624	34,537	33,648	33,041	35,137	34,813	34,492	34,172	33,854
最大稼働率 (%)	74.7	72.7	91.9	89.5	87.9	91.0	90.2	89.4	88.5	87.7
供給単価 (円/m ³)	151.4	151.0	151.1	151.5	151.0	150.0	150.4	150.0	150.1	150.0
給水原価 (円/m ³)	139.8	135.5	138.0	134.8	131.8	143.2	143.5	140.5	138.0	143.1

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

合併前の旧田辺市区域に存在する、長野・古屋谷・大坊田栗の3簡易水道については、平成22年4月1日に上水道に統合。また、旧4町村の区域に「20」の簡易水道が存在するが、これらについては平成28年度に上水道に統合を図る予定である。